

## ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

番号 54/国民議会

2018年6月27日 ヴィエンチャン首都

## (改正) 社会保険法

## 第I編

## 総則

## 第1章 (改正) 目的

本法律は、社会保険業務に関する、組織、活管理、並びに検査に関する原則、規則及び措置について規定し、それによって社会保険業務が組織的、強固、効率的になり、資金の収集と保険金の支払いによって労働使用者、本人、及び家族の成員の権利と利益を保証し、基本的生活水準の保障に注力し、連帯と調和を維持し、国際社会と国際地域に連結し、国家の経済社会開発に貢献することを目的とする。

## 第2章 社会保険 (改正)

社会保険とは、社会保険加入者本人及び家族成員に対し、社会保険基金から保険金を受給することを保証し、健康治療を受けた際、労働災害又は職業病、出産、傷病休業、労働力逸失、退職及び死亡が発生した際に、家族成員と失業者に対し、事例ごとに規定された条件に従い、支援をおこなうことである。

## 第3条 用語解説 (改正)

本法で使用されている用語の意味は以下の通りである。

労働使用者とは、法律と労働契約の定めに従った給与、賃金又は利益を支払うことによって、自らのために労働者を使用する個人、法人又は組織のことを言う。

労働単位とは、法律に従って登録されたすべての経済社会分野の生産、経済、商業又はサービス単位のことである。

- 1 公務員とは、党、国家、ラオス建国戦線、ラオス退役軍人連盟、中央及び地方の大衆組織、又は外国にあるラオス人民民主共和国の在外公館及び国際組織に採用、選任又は任命され何らかの役職を執行し、国家予算から月給とその他待遇の支払いをうけるラオス国民のことである。
- 2 労働者とは、法律及び労働契約の定めに従い、給料、賃金、又は様々な利益などの勤労の対価を得ることにより、使用者の管理庇護のもとで業務を行う人である。
- 3 自営業者とは、様々な分野、例えば農業、工業、商業及びサービス業等の分野で自らのために業務する人のことである。
- 4 任意加入者とは、自営業者及び一般人で自発的に任意で社会保険基金に加入する人のことである。

- 5 保険加入者本人とは、給与若しくは賃金を受け取る公務員、軍人、警察官、労働者、社会保険基金に自発的に加入をする人及び年金若しくは失業保険を受領している人のことである。
- 6 加入期間とは、社会保険基金に加入し保険料を支払った期間、傷病休業保険を受けた期間又は出産保険を受けた期間、公務員の場合は公務員として任用された時からの期間をいう。
- 7 家族の成員とは、保険加入本人の夫、妻、子、父及び母のことである。
- 8 世話人とは、第1種労働能力逸失者の面倒を見る役割を果たしている夫、妻、子又はその他の人のことである。
- 9 保険掛金とは、規定の料率に従って、政府、労働使用者、保険加入者本人が毎月社会保険基金に支払う金額のことである。
- 10 労働能力逸失とは、労働災害、職業病又はそれ以外の事故若しくは一般の傷病休業によって、労働を行う能力又は通常の状態が失われた状態、肉体の機能身体器官を喪失したことである。
- 11 労働災害とは、事業所の内外で仕事をしていたことによる事故の発生、居住地から事業地までの往復の通勤途中、及び公式の活動中の事故をいう。
- 12 職業病とは、職業に従事したことから生じるすべての種類の傷病のことで、短期又は長期に保険加入者の身体と精神に影響を及ぼすものである。
- 13 傷病治療権利者とは、保険加入者本人、加入者本人の夫又は妻及び子、並びに社会保険から保険金を受けている人のことである。
- 14 年金遡り受給者とは、公務員、軍人、警察官で1975年から遡って革命活動に参加したとみなす者で年金支給の条件で退職したもの一回しか保険を受けていない、又は党、国から何かの国営企業に派遣されて、その時代国営企業は経営の独立採算制又は現物支給をとっていたため1994年に退職したこととみなす者のことである。

## 第4条 (改正) 社会保険事業における国の政策

国は社会保険事業の開発を推進し、経済的成長と歩調を合わせ、国、労働使用者及び保険加入者が社会保険事業に保険掛金を支払

## 社会保険法

い、国の管理下で社会保険事業が保険金を支給することを保障する。及び社会保険事業の各種保険金は免税とする。

国は、本法の定めに従い国民が社会保険に加入するように推進し、社会保険金を受給できることを保障する。

国は、国内および国外の個人、法人及び組織が、社会保険事業の発展と拡大に寄与する資金的ないし専門的な貢献をすることを推進する。

### 第5条（改正）社会保険事業の基本原則

社会保険事業は以下の基本原則に基づいて執行される。

- 1 方針、政策、戦略に合致し、法律に従い全国統一的、一元的に管理すること。
- 2 本法律に定める料率に従って、政府、労働使用者、労働者、自営業者及び任意加入者が保険掛金を社会保険基金に収めることを保障する。
- 3 社会保険加入者本人と家族の成員が社会保険から保険金を受給する権利と利益を保証する。
- 4 公正性、透明性、迅速性及び検査可能なことを保障する。
- 5 基金の積立、リスク分散、相互互助及び持続可能性を保障する。
- 6 各種保険金の計算において、最低収入額又は最低賃金額を基準額として計算することを保障する。
- 7 ラオス人民民主共和国が加盟する条約及び国際協定に矛盾しないこと。

### 第6条 社会保険事業に対する義務

社会保険事業に対する義務は以下の通りである。

- 1 政府は国家予算から社会保険基金に対しての支出を割当て、基金の持続性を担保する義務を有する。
- 2 労働使用者は、社会保険に加入し、社会保険基金に保険掛金の支払いをする義務を有する。
- 3 保険加入者本人は、社会保険に登録し、社会保険基金に保険掛金の支払いをする義務を有する。

### 第7条（改正）法律の適用範囲

本法律は、全国において、社会保険事業の活動に関係する個人、法人又は国家組織と経済組織及び任意加入者に適用される。

### 第8条 国際協力

国家は、社会保険事業において、その発展のため、及びラオスが加盟する国際条約及び国際協定実行のために、専門知識の向上、経験、情報、科学及びテクノロジーの交換交流をすることによって、外国、地域及び国際社会との協力関係を促進する。

## 第II編

### 保険金の種類と社会保険金受給者

### 第9条（改正）社会保険金の種類

社会保険の保険金の種類は以下の通りである。

- 1 健康保険金
- 2 労働災害又は職業病保険金
- 3 出産保険金
- 4 傷病休業保険金
- 5 労働能力逸失保険金
- 6 年金
- 7 死亡保険金
- 8 失業保険金

### 第10条（改正）健康保険

健康保険とは、保険加入者本人、及びその者の子、夫又は妻、家族保険金を受領する者、及び世話人が、保険治療サービス、健康診断、医療、身体のリハビリテーション、出産及び妊娠中の医療サービス、労働災害又は職業病による傷病の治療を受けることを保障するために保険金を支払うことである。

### 第11条（改正）労働災害又は職業病保険

労働災害又は職業病保険とは、労働災害又は職業病が発生した際に、治療費、傷病休業保険金、労働能力逸失保険金、死亡保険金及び家族保険金を支払うことである。

### 第12条（改正）出産保険金

出産保険とは、出産、流産、死産又は3か月未満の乳児を引き受け養子とする場合に、保険金を支払うことである。

出産保険は、関連の別の法律の定めに従って、出産の度に支払う出産一時金と、出産休暇中の企業の女性の加入者に対し、収入を補償する月ごとの出産保険金からなる。

### 第13条（改正）傷病休業保険金

傷病休業保険金とは、労働災害、又は職業病、一般事故、一般傷病、出産、流産又は死産のために、治療及びリハビリ中で、給与の支払が一時的に中止された保険加入者に対し、給与の保険金を給付することである。

### 第14条（新）労働能力逸失保険金

労働能力逸失保険とは、労働災害又は職業病、一般事故又は一般傷病によって、労働能力及び通常意識、自然な心理状態を失った、何らかの身体器官を失った、又は障害を負った保険加入者に保険金を給付することである。

### 第15条（改正）年金

年金とは、条件を満たし退職をした加入者に対し、月払いで年金を給付することである。月払いの年金給付の条件を満たさない者は、一時金を受け取る。

### 第16条（改正）死亡保険

死亡保険とは、死亡した保険加入者本人、年金受給者、労働能力逸失保険受給者、家族成員、家族保険金受給者及び世話人保険金受給者に対し、葬儀費用の負担軽減のために保険金を給付することである。

#### 第17条 家族保険

家族保険とは、死亡した保険加入者の夫又は妻、子、父及び母に月払いで保険金を給付することである。

#### 第18条 (改正) 失業保険

失業保険とは、失業した保険加入者に、失業期間中、月払いで収入の保険金を給付することである。

#### 第19条 (改正) 社会保険の受給者

それぞれのケースにおける社会保険の受給者は以下の通りである。

- 1 本法第Ⅲ編の規定に従い、公務員、軍人、警察官が社会保険を受給する。
- 2 本法第Ⅳ編の規定に従い、労働単位の労働者が社会保険を受給する。
- 3 本法第Ⅳ編の規定に従い、任意加入者は社会保険を受給するが、労働災害又は職業病保険と失業保険を除く。
- 4 保険加入者の夫又は妻及び子は、健康治療費保険金、死亡保険金又は家族保険金を受給する。
- 5 保険加入者の父及び母は、家族保険金を受給する。
- 6 労働能力逸失者の世話人は、健康保険金及び死亡保険金を受給する。

### 第Ⅲ編

#### 国家の社会保険

##### 第1章

##### 健康保険

#### 第20条 (改正) 健康保険受給の条件

健康保険を受給する者の条件は以下の通りである。

- 1 公務員、軍人、警察官として登録されていること。
- 2 保険加入者でない夫又は妻、及びその者の子で18歳未満であるか若しくは未婚で勉学を継続するもの、又は結婚しているが相手が保険加入者でなく、23歳を超えない者。

もし保険加入者が死亡した場合には、その者の夫又は妻及びその子は、保険加入者が死亡してから3か月間健康治療費を受給する。

#### 第21条 (改正) 健康保険金の計算方法

健康保険の保険金計算と執行については、関係する法律とそれ以外の法令に定める。

### 第2章

### 労働災害又は職業病保険

#### 第22条 (改正) 労働災害又は職業病保険金受給の条件

労働災害又は職業病保険金を受給する者の条件は以下の通り。

- 1 公務員、軍人、警察官として登録されていること。
- 2 治療又はリハビリテーションのために休業しており、労働災害又は職業病によって、労働する能力と通常の精神的状態を欠いている、身体器官、四肢の欠損、又は死亡したとき。

もし故意に労働災害又は職業病を引き起こした場合には、労働災害又は職業病保険金受給の条件とはみなさない。

#### 第23条 (新) 労働災害又は職業病保険金の種類と計算方法

労働災害又は職業病保険金の種類と計算方法については、本法の条文27条29条30条31条32条33条40条及び42条の定めに従って、それぞれの種類、傷病休業保険、労働能力逸失保険、死亡保険及び家族保険ごとに執行する。

### 第3章

#### 出産保険

#### 第24条 (改正) 出産保険受給の条件

女性の公務員、軍人及び警察官、又は、公務員、軍人若しくは警察官の保険加入者でない妻で、妊娠2か月以上の者が医師の証明のある出産、流産又は死産をした場合には、出産一時金と通常の月給を受給する。

ただし法の定めにも正しくない流産又は墮胎の場合には、上記の保険金を受給しない。

#### 第25条 (改正) 出産保険金の計算方法

公務員法の定めに従い、出産又は流産により出産休暇を取得中には通常の月給の受給以外に、子一人につき、直前の月給の60%の一時金を受給する。

### 第4章

#### 傷病休業保険

#### 第26条 (改正) 傷病休業保険金受給の条件

傷病休業保険金を受給する者の条件は以下の通り。

- 1 関連の組織の発行した給与支給一時停止証明があること。公務員の場合には、内務セクターからの証明も必要である。
- 2 医師の証明書があること。

#### 第27条 (改正) 傷病休業保険金の計算方法

傷病休業保険金の計算方法は、第1期は保険加入者の直前の月給の70%を6か月を超えない期間給付する。もしその受給者がその後も

## 社会保険法

健康上の治療又はリハビリテーションのために休業する場合には、第2期として月給の60%を6か月を超えない期間給付する。

もしその者の健康状態が改善しないときには、労働能力逸失保険金を受給するために、健康状態の検査と評価をし直し、医師から証明を受けること。

### 第5章

#### 労働能力逸失保険

##### 第28条（新）労働能力逸失保険の受給条件

労働能力逸失保険金の受給者の条件は以下の通り。

1. 労働災害又は職業病、その他の事故又は一般傷病によって、労働能力又は通常の精神状態に欠ける、何らかの身体部位又は器官の喪失がある。
2. 関係の規則に従って、労働能力逸失の種類とその階級についての証明書があること。

身体部位の喪失については、公務員、軍人又は警察官に登録前に喪失したものは、労働能力逸失保険金受給の条件とはみなさない。

##### 第29条（改正）労働能力逸失の種類と階級

労働能力逸失の種類と階級は以下の通り規定する。

1. 労働能力逸失第1種は、障害階級81%から100%とする
2. 労働能力逸失第2種は、障害階級71%から80%とする
3. 労働能力逸失第3種は、障害階級61%から70%とする
4. 労働能力逸失第4種は、障害階級51%から60%とする
5. 労働能力逸失第5種は、障害階級41%から50%とする
6. 労働能力逸失第6種は、障害階級15%から40%とする

1%から14%の労働能力逸失の階級にある者については、労働能力逸失保険金受給の条件外とする。

第1種から第5種の労働能力逸失については、労働能力逸失保険金を月ごとに受給する。第6種の労働能力逸失については、一時金を受給する。

労働能力逸失の階級と種別の評価については、保健省が規定する傷病休業障害者の労働能力逸失種別ハンドブックに従う。

必要性がある場合には、労働能力逸失の階級と種別評価の結果を、関係機関に提示し検討を受ける。

##### 第30条（改正）月額労働能力逸失保険金の計算方法

月額労働能力逸失保険金の計算方法は、労働能力逸失する前の月額給与に、以下の労働能力逸失の種類ごとに定めた割合を乗じる。

1. 第1種は、80%
2. 第2種は、70%
3. 第3種は、60%
4. 第4種は、50%
5. 第5種は、40%

労働能力逸失保険金の計算において、労働災害又は職業病によって労働能力逸失したものは100%、それ以外の事故又は傷病休業による場合には80%をそれぞれの種類の割合に乗じて計算する。労働能力逸失者がまだ仕事をして月の給与を得ている場合には、その者の労働能力逸失保険金の50%、年金受給を受けている場合にはその25%を受給する。

労働能力逸失保険金を受給した保険加入者が、退職一時金を受給したときには、生涯にわたり年金給付を受けている者の労働能力逸失保険金と同じ額を受給する。

労働能力逸失において、援助低下や新たな追加損傷があった場合には、労働能力逸失の種類と階級の再評価を受けなければならない。

この法律の発効前の月払いの労働能力逸失保険金受給者の労働能力逸失保険金の割合については、それを変更しない。

##### 第31条（改正）労働能力逸失保険受給者に対する用具又は義肢義足の提供

月払いの労働能力逸失保険金の受給者で業務上及び日常生活に影響を受けている者は、国家から提供される用具又は義肢義足を受け取る。それらの用具又は義肢義足に費用が伴うときは、社会保険基金の予算から支払う。

##### 第32条（改正）世話人保険金

世話人保険とは、第1種労働能力逸失者の世話人にのみ給付する保険金のことである。世話人は、労働能力逸失者が死亡するまで、公務員の1級5号の給与と同額を受給する。

この法律が発効する前に世話人保険金を受給していた者の額については、それを変更しない。

##### 第33条（改正）労働能力逸失保険一時金の計算方法

労働能力逸失保険一時金の計算方法は以下の通りとする。

1. 労働災害又は職業病によって労働能力逸失を負った者は、労働能力逸失の階級に最後の月給の12か月分を乗じた額を受給する。
2. その他の事故又は一般傷病によって労働能力逸失を負った者は、労働能力逸失の階級に最後の月給の10か月分を乗じた額を受給する。

### 第6章

#### 年金

##### 第34条（改正）年金受給の条件

年金を受給する者の条件は以下の通りである。

1. 年齢が60歳に達しており、及び25年間以上就業した者。女性については、期限前に自主的に退職して年金を受給することができるが、55歳を下回らないこと。就業期間が30年以上あるが年齢が規定に対し3年以内満たない場合、又は年齢は60歳を超えているが、就業期間

が2年以内足りない場合は年金を受給することができるが、年齢又は就業期間の不足1年間につき、年金から1%を差し引く。

軍人と警察官の規定年齢と就業期間については、人民軍軍人法と人民公安隊法に従って執行する。

- 1975年より以前に革命活動に加入し、労働能力逸失第1種から第4種で、健康にとって有害な中毒性物質、科学物質、毒物の業務に就業した期間が公式の医療関係者の証明書によって5年以上、男性は55歳以上、女性は50歳以上であり、及び就業期間が20年間以上の場合、第3期間年金受給者に入れる。
- 1975年以前、前の政治体制で就業していた場合の3年間を1年間の就業と計算し、第2期間に含める。
- 関係の部門からの正式に退職年金受給の証明があること。

### 第35条(改正) 年金の料率の規定

年金の料率にかかる4期年代につき、以下の通りとする。

- 1954年以前に革命活動に参加した者は、第1期年代とし、80%から100%の年金を受給する。
- 1955年から1974年に革命活動に参加した者は、第2期年代として75%から90%の年金を受給する。
- 1975年以降に革命活動に参加した者は、第3期年代として70%から85%の年金を受給する。
- 2018年以降国家公務員となったものは、第4期年代として60%から75%の年金を受給する。

年金の料率については、その者の4つの年代の中の最低料率を最低就業年数に対応させ、もしそれより1年就業年数が多いときには、1年につき1%を追加算入するが、各年代ごとの最高天井料率を超えることはできない。

### 第36条(新) 年金額の計算方法

年金額の計算方法は、年金料率の割合にその者の最終月額給額を乗じて計算する。

### 第37条(改正) 年金額の改定

年金額の改定は、その期間の公務員給与額の改正に従って行う。

### 第38条(改正) 年金一時金額の計算方法

年金受給の条件を満たさないものについては、年金一時金を受給するものとし、最終月額給額の15か月分に就業年数を乗じて計算する。

年金受給の条件を満たしている者については、上記の一時金を受給することは認めない。

## 第7章

## 死亡保険金

### 第39条(改正) 死亡保険金受給条件

死亡保険金を受給する者の条件は以下の通りである。

- 保険加入者本人、夫又は妻、及び18歳以下の子が死亡したこと。
- 正式な死亡証明書があること。

戦争に参加した、及び戦争に徴兵されて国家のために死亡した者の死亡保険金の受給条件については、別の規定で定める。

### 第40条(改正) 死亡保険金の計算方法

死亡保険金の計算方法は以下の通りである。

- 1か月から1年間の就業期間の者が、戦争参加又は徴兵、労働災害又は職業病のために死亡した場合、あるいは3か月から1年間の就業期間の者がその他の事故又は一般傷病で死亡した場合には、その計算方法は、最終の月額給与、年金額又は労働能力逸失保険金額の15か月分とし、これを基準額とする。
- 1年を超え6年間までの就業期間の者は、1年間につき1か月分を基準額に加算する。7年間以上の就業期間の者は超過した年数1年間につき半月分を加算する。
- 保険加入者本人、年金受給者、及び労働能力逸失保険受給者の夫又は妻が亡くなった場合には、死亡保険金の計算方法は、月額給与、年金又は労働能力逸失保険金の6か月分とする。もし夫及び妻の両者が保険加入者であった場合には、そのどちらか一方が亡くなった場合、亡くなった者の死亡保険金のみを受給し、加入者の夫又は妻としての保険金を重ねて受給することはできない。
- 保険加入者本人、年金受給者、又は労働能力逸失保険受給者の18歳以下の子が亡くなった場合、死亡保険金の計算方法は、月額給与、年金又は労働能力逸失保険金の3か月分とする。もし夫も妻も保険加入者である者の子が亡くなった場合、死亡保険金は、夫又は妻の月給どちらか一方のみに従って計算する。
- 夫又は妻、父又は母である家族保険受給者、及び世話人保険受給者が死亡した場合は、6か月分の死亡保険金を受領する。家族保険を受給する子の場合、その者の保険金の3か月分を受給する。

## 第8章

## 家族保険

### 第41条(改正) 家族保険金受給の条件

## 社会保険法

家族の成員は、保険加入本人、年金受給者、及び労働能力逸失保険金受給者が死亡した場合で、社会保険基金に保険料を5年以上払い込んでいる場合に限り、家族保険金を受給できる。

家族の成員は以下の条件を満たすこと。

1. 夫は60歳以上、妻は55歳以上であり、保険加入者が亡くなった日から定期的収入がなく、再婚していない、又は労働能力逸失者であり、社会保険機構からいずれの保険金も受領していないこと。
2. 18歳以下の実子、養子又は連れ子は保険加入者の父又は母の家族保険受給をする。

誕生から18歳までの間に障害者又は精神障害者となった子で、就業が不可能又は収入がない場合には、一生涯月額保険金を受給する。父と母双方が保険加入者である子で、父母の双方が死亡した時には、父又は母どちらかの家族保険金を受給する。

3. 一人子で、父母の面倒をみていた保険加入者が死亡した場合で、父が60歳以上、母が55歳以上で定期的収入がない者は、一生涯月額保険金を受給する。  
全ての子が戦争に参加し及び傭兵され殉死した父又は母は、関連の規定にしたがって保険金を受給する。

### 第42条 家族保険金の計算方法

家族保険金の計算方法は、月額として以下の通りとする。

1. 夫又は妻は、死亡した者の最終月の月給、年金、又は労働能力逸失保険金の額の30%を受給する。
2. 子は一人につき、死亡した者の最終月の月給、年金、又は労働能力逸失保険金の額の20%を受給する。もし成人に達していない子が複数いる場合、子の保険金は60%を超えないものとする。
3. 父又は母は、死亡した者の最終月の月給、年金、又は労働能力逸失保険金の額の30%を受給する。もし父と母の両方が受給する場合には、合わせて50%を超えないものとする。

家族保険金の夫又は妻、及び子の受給分は合わせて、死亡した者の最終月の月給、年金、又は労働能力逸失保険金の額の80%を超えないものとする。

## 第IV編

### 企業と任意加入者の社会保険金

#### 第1章

#### 健康保険金

### 第43条(改正) 健康保険金受給の条件

健康保険金を受給する者の条件は以下の通り。

1. 労働災害又は職業病、妊娠中及び出産については1か月以上社会保険基金に掛け金を払い込んでいること。
2. 一般の事故と一般傷病は、3か月以上社会保険基金に掛け金を払い込んでいること。
3. 保険加入者でない夫又は妻、及び加入者の子で18歳以下であるか、まだ就学中でまだ婚姻していないか、又は結婚はしているが配偶者が23歳以下で保険加入者でない者は健康保険金を受給する。  
もし、加入者本人が死亡した場合、加入者の夫又は妻、及び子は、加入者が死亡した日から3か月間健康治療保険金を受給する。

### 第44条(改正) 健康保険金の計算方法

健康保険金の計算方法と執行については、関連する本法以外の法令で規定する。

## 第2章

### 労働災害と職業病

### 第45条(改正) 労働災害又は職業病保険金受給の条件

労働災害又は職業病保険金受給の条件は以下の通り。

1. 社会保険基金に1か月以上掛け金を納入していること。
2. 治療又はリハビリのために休職していること。労働能力と通常の精神的状態を欠いている。何らかの身体器官を喪失している、身体的障害を負っているとき。
3. 労働災害によって死亡したとき。
4. 職業病は職業専門分野から生じていること。上記の2と4の条件については、医師の証明があること。  
もし故意に労働災害又は職業病を引き起こした場合には、労働災害又は職業病保険金受給条件とはならない。

### 第46条(新) 労働災害又は職業病保険金の種類と計算方法

労働災害又は職業病保険金の種類と計算方法については、種類ごとに次の通り実行する。例えば、失業保険金、労働能力逸失保険金、死亡保険金、及び家族保険金は本法の51条53条54条55条56条57条63条及び65条の規定に従って行う。

## 第3章

### 出産保険金

### 第47条(改正) 出産保険金受給の条件

出産保険金受給者の条件は以下の通りである。

1. 出産、流産、死産した日から遡って数えて12か月の時点で、社会保険基金に6か月以上掛け金の払込をしている者は、出産一時金を受給する。
2. 出産、流産、死産した日又は三か月未満の乳児を養子にした日から遡って数えて12か月の時点で社会保険基金に

9 か月以上掛け金の払込をしているものは月額出産保険金を受給する。

3. 妊娠期間 6 か月以上の出産、流産又は死産の場合で、医師の証明がある場合。

妊娠期間 2 か月から 5 か月の保険加入者本人が、流産した場合には、出産一時金を受給する。

加入者本人が出生 3 か月以内の新生児を法的に正しく養子にした場合には、実際に就業を休んだ期間に応じた出産手当を受給するが、最長 3 か月を超えないものとする。

社会保険の会員でない加入者の妻は、夫の権利に従い、出産手当を受給する。

法律に正しくない方法での流産又は墮胎については、上記の手当の受給はできない。

#### 第 48 条 (改正) 出産一時金の計算方法

保険加入者本人又は加入者の妻で 2 か月以上妊娠している場合、出産、流産又は死産について、出産一人につき、直前 6 か月間の平均月給の 60% の出産一時金を受給する。

#### 第 49 条 (改正) 出産保険金の計算方法

労働単位で就業している女性の加入者本人、及び、任意加入者である者が出産、流産、死産又は 3 か月までの新生児を養子にしたとき、直前 6 か月間の平均月給の 80% の出産保険金を 105 日間受給する。双生児を出産した場合には 120 日間とする。給与、月給又は労働賃金すべての不足分については、労働使用者側が本人に支給する。

出産手当金を受給し終えたのち、まだ体調が優れず引き続き健康回復のために休暇を取らなければいけない場合には、傷病休業保険金を引き続き受給する。

## 第 4 章

### 傷病休業保険金

#### 第 50 条 (改正) 傷病休業保険金受給の条件

傷病休業保険金受給の条件は以下の通り。

1. 労働災害又は職業病の場合には、社会保険基金に掛け金を 1 か月以上払い込んでいること。
2. その他の事故又は一般傷病の場合には、傷病前 6 か月間に 3 か月以上社会保険基金に掛け金を払い込んでいること。
3. 労働使用者側から証明されて、月額給与の支払いが一時中止されていること。
4. 医師の証明があること。

#### 第 51 条 (改正) 傷病休業保険金の計算方法

傷病休業保険金は以下のように計算する。

1. 労働災害又は職業病で休業する加入者は、最初の六か月間、加入者本人の過去の収入六か月間の平均額の 80% を受給する。もし加入者が治療又は健康状態回復のため継続してその後も休業する場合 70% を受給するが、六か月間を上限とする。
  2. 加入者がその他の事故又は一般傷病、出産、流産、死産のために休業するときは、最初の六か月間、加入者本人の過去の収入の六か月間の平均額の 70% を受給する。もし加入者が治療又は健康状態回復のため継続してその後も休業する場合 60% を受給するが、六か月間を上限とする
- 傷病休業保険金は、一か月を平均して 30 日とみなし、実際に休業した日数によって計算する。
- もしその者の健康状態が良くならない場合、労働能力逸失保険の受給のために、医師の証明をもって検査、健康状態評価を行う。

## 第 5 章

### 労働能力逸失保険

#### 第 52 条 (新) 労働能力逸失保険受給の条件

労働能力逸失保険を受給する者の条件は以下の通りである。

1. 労働災害又は職業病の場合には、一か月以上社会保険基金に掛け金を払い込んでいること。他の事故又は一般傷病の場合には、十二か月以上払い込んでいること。
2. 関係の規定に従って労働能力逸失の種類と階級別評価を受けていること。

社会保険に加入する前に労働能力逸失した者は、労働能力逸失保険受給の条件とみなさない。

#### 第 53 条 (改正) 労働能力逸失の種類と階級

労働能力逸失の種類と階級を以下の通り規定する。

1. 第 1 種—労働能力逸失階級 81% から 100% ;
2. 第 2 種—労働能力逸失階級 71% から 80% ;
3. 第 3 種—労働能力逸失階級 61% から 70% ;
4. 第 4 種—労働能力逸失階級 51% から 60% ;
5. 第 5 種—労働能力逸失階級 41% から 50% ;
6. 第 6 種—労働能力逸失階級 15% から 40% ;

労働能力逸失 1% から 14% の者については、労働能力逸失保険受給の条件としない。

労働能力逸失階級第 1 種から第 5 種は、月額で労働能力逸失保険金を受給し、第 6 種については、労働能力逸失保険一時金を受給する。

労働能力逸失の種類と階級の判定については、公共保健省の定める傷病者障害者の労働能力逸失階級分けガイドブックに従って実施する。

## 社会保険法

必要性の理由がある場合には、労働能力逸失の種類と階級判定結果を関係者に検討させる。

### 第54条(改正) 月額労働能力逸失保険金の計算方法

月額労働能力逸失保険金の計算は、労働能力逸失する以前六か月間の保険加入者の収入の平均に、下記の種類ごとの割合を乗じて行う。

1. 第1種 80%
2. 第2種 70%
3. 第3種 60%
4. 第4種 50%
5. 第5種 40%

労働能力逸失保険金の計算では、労働災害又は職業病の場合には、100%、その他の事故又は一般傷病による労働能力逸失は80%を上記の各種類の労働能力逸失保険の割合に乘じる。もしその者がまだ就業していて月給を得ている場合には労働能力逸失保険金の50%を受給し、年金を受給している場合には労働能力逸失保険金の25%を受給する。

労働能力逸失保険金を以前受給していた加入者が、もし退職一時金を受け取った場合には、その者が受給する労働能力逸失保険金は生涯年金受給者の労働能力逸失保険金割合と同額とする。

この法律が施行前に、月額で労働能力逸失保険金を受給していた者の労働能力逸失保険の割合種類については変更がないものとする。

### 第55条(改正) 労働能力逸失保険受給者への器具又は人工義手義足の提供

業務活動や日常生活に支障のある、月額での労働能力逸失保険受給者は、国家によって提供される器具又は人工義手義足等を受領する。器具又は人工義手義足に支払いが生じる場合には、社会保険基金から支出する。

### 第56条(改正) 世話人保険

世話人保険とは、第1種のみ労働能力逸失者の世話をする世話人に対し手当金を支払うことであり、世話人は労働者の最低労賃と同額の手当金を、労働能力逸失者が死亡するまで受給する。

本法が発効する前に世話人保険を受給していた者については変更をしない。

### 第57条(改正) 労働能力逸失保険一時金の計算方法

第6種労働能力逸失に対する労働能力逸失保険一時金は以下のよう計算する。

1. 労働災害又は職業病の理由で労働能力逸失した者は、労働能力逸失の階級に、当人が労働能力逸失する以前六か月間の収入の平均額の12か月を乗じた額の一時金を受給する。

2. 他の災害又は一般傷病の理由で労働能力逸失した者は、労働能力逸失の階級に、当人が労働能力逸失を負う以前六か月間の収入の平均額の10か月を乗じた額の一時金を受給する。

## 第6章 年金

### 第58条(改正) 年金受給の条件

以下の条件を満たす者は年金保険を受給する。

1. 年齢が60歳以上であること。女性については55歳以上であれば希望により先に年金受給してもよい。
2. 健康に危険のある中毒性、化学性、及び毒性の物質にかかる仕事を5年以上していることの医師の証明がある場合、男性は年齢55歳、女性は50歳以上。
3. 180か月以上社会保険基金に掛け金を払い込んでいること。2014年10月1日以前に社会保険に加入した加入者は、加入年数を60か月以上とする。
4. 掛け金の払込の条件は満たしているが、年齢が条件を満たさない場合、それが年齢3歳以内の不足であれば年金を受給できる。年齢1歳の不足につき、年金額を1%減額する。
5. 関係の機関から正当な定年退職の証明があること。

### 第59条(改正) 年金の計算方法

年金は、該当者の退職全点数に、保険加入者の予想全収入平均額を乗じ、指標値2%を乗じる。下記のように計算する。

1. 該当者の退職全点数とは、掛け金の支払いによる全点数、一時的掛け金支払中止による全点数、及び特別政策点数の和で、退職点数はそれぞれ以下のように計算する。
  - 1.1 掛け金の支払いによる全点数とは、該当者の各年の収入総額平均額を同じ期間の全加入者の平均収入で割る。
  - 1.2 傷病保険受給中、又は出産保険受給中の、一時的掛け金支払中止による年金点数とは、保険金受給前の24か月間の平均掛け金支払による年金点数を30日で割り、保険金を受給した日数を乗じたもの。
  - 1.3 特別政策点数とは、年齢30歳を超える者が社会保険に加入した最初に受け取る点数で、0.8に30歳を超過している年数を乗じる。この特別政策点数は最高でも12点を上限とする。
2. 全加入者の平均加入者月給額とは、1年間の全加入者の月給額を、同じ期間の加入者の全掛け金支払回数で割ったもので、年金点数の計算に利用する。



全加入者の予想平均収入とは、過去 1 年間の全加入者の平均収入額に前年度比較による変動割合を足したもので、年金点数の計算に利用する。全加入者の予想平均収入は、毎年 1 月に改正する。

3. 指標 2%とは、一定の期間ごとに年金額の算出に適合するよう改訂することのできる各年度の調整補填の数値である。

労働ユニットの労働者及び任意加入者の全加入者予想平均月額給与又は労賃は各年度の 1 月に改訂する。

労働ユニットの労働者及び任意加入者への年金額の算出では、最高で加入者の収入の 75%を超えないものとする。

#### 第 60 条 (改正) 年金額の改定

企業と任意加入者の年金額の改定は、各年度の 1 月の全加入者予想収入平均の変動に従って行う。

#### 第 61 条 (改正) 年金一時金の改定

基準年齢は満たしているが、掛け金の支払又は加入年数が満たない、又は健康に問題があり労働が継続できないとき、年金一時金を受給する。その額は、遡った 60 か月間中の平均収入額 15 か月に該当者の加入年数を乗じて計算する。

基準年齢又は加入年数を満たしていない加入者が、労働ユニットを退職したが、又は労働できる年齢にある場合で、労働が可能な場合には、年金一時金は受給できない。該当者の掛け金は積み立てておき、基準の年齢を満たした際に、年金又は年金一時金の受給が検討される。

外国労働者が労働契約を終了して国に帰国する際には、年金一時金を受給する。その額は、遡った 60 か月間中の平均収入額 15 か月に該当者の加入年数を乗じて計算する。

### 第 7 章

#### 死亡保険金

##### 第 62 条 (改正) 死亡保険金受給の条件

死亡保険金の受給者は以下の条件とする。

1. 労働災害又は職業病による死亡については、1 か月以上社会保険基金に掛け金を払いこんでいたこと。
2. その他の事故又は一般傷病の場合は、死亡した日から遡って 12 か月の間に 3 か月以上社会保険基金に掛け金を払いこんでいたこと。
3. 保険加入者の子で 18 歳を越えない者。
4. 公正な死亡証明があること。

仕事を辞めた又は掛け金の支払を中止した加入者でも、死亡保険金を受給できる。もし 3 か月以内に夫又は妻及び子が死亡した時には、死亡保険金を受給する。

家族成員保険金を受給する者が死亡した場合も、死亡保険金を受給する。

##### 第 63 条 (改正) 死亡保険金の計算方法

死亡保険金は以下のように計算する。

1. 加入期間が、労働災害又は職業病による死亡の場合は 1 か月から 1 年、その他の災害又は一般傷病による死亡の場合は 3 か月から 1 年の場合、遡った 6 か月間の平均収入、年金額、又は労働能力逸失保険金の最後の月を開始として、その 15 か月分とする。
2. 1 年を超え、6 年までの加入者の場合、超過した 1 年につき 1 か月分を追加する。加入が 7 年以上の場合には、超過する年数につき 05 か月分を追加する。
3. 加入者の夫又は妻、年金受給者、及び労働能力逸失保険金受給者が死亡した場合は、月額収入、年金額、労働能力逸失保険金額の 6 か月分とする。もし夫と妻両方が加入者である場合には、どちらか一方が死亡した時にその者の死亡保険金を受給し、もう一方の夫又は妻の死亡保険金を追加して受給はできない。
4. 加入者、年金受給者、又は労働能力逸失保険金受給者の 18 歳未満の子が死亡した場合、収入、年金額、又は労働能力逸失保険金額の 3 か月分を受給する。もし父及び母の両方が加入者であった子が死亡した場合、父又は母のどちらかの収入額に応じた死亡保険金のみを受給する。
5. 夫又は妻、父又は母である家族成員保険金の受給者と世話人保険受給者が死亡した場合には、該当者の保険金額の 6 か月分を死亡保険として受給し、家族成員保険を受給する子は 3 か月分を受給する。

### 第 8 章

#### 家族成員保険

##### 第 64 条 (改正) 家族成員保険受給の条件

保険加入者の夫又は妻、及び 18 歳未満の子は、保険加入者が死亡し、保険掛け金の払込が 5 年以上ある場合に限り、家族成員保険金を受給する。

家族成員とは以下の条件を満たすこと。

1. 夫は 60 歳以上、妻は 55 歳以上で、保険加入者が死亡した日から定期的収入がなく、新たに婚姻していないこと、又は労働能力逸失者で、国家社会保険機関からいづれの保険金も受給していないこと。
2. 18 歳未満の実子、養子又は連れ子、及び先天的又は生後から 18 歳までに身体障害又は精神障害を負った子で、仕事ができないか何も収入がない者は、生涯月額保険金を受給する。父と母の両者が保険加入者でありその両者が死亡した場合、父又は母どちらかの家族成員保険を受給する。

## 社会保険法

3. 保険加入者が一人子で父母の世話をする者であった場合で、その者が死亡した場合、60歳以上の父、及び55歳以上の母で定期的な収入がない場合には生涯月額保険金を受領する。

### 第65条（改正）家族成員保険金の計算方法

月額での家族成員保険金の計算方法は以下の通りとする。

1. 夫又は妻は、死亡した者の最後の収入、年金又は労働能力逸失保険金の額の30%と同じ額を受給する。
2. 子は一人につき、死亡した者の最後の収入、年金、又は労働能力逸失保険金の20%を受領する。もし成人していない子が多数いる場合には、その手当の総額は合わせて60%を超えないものとする。
3. 父又は母は、死亡した者の最後の収入、年金又は労働能力逸失保険金の30%の額を受給する。父と母の両方がこの保険金を受給する場合には、合わせて50%を超えない額とする。

夫又は妻、及び子の受給する家族成員保険金は最高で死亡した者の最後の月の収入、年金、又は労働能力逸失保険金の80%を超えない額とすること。

## 第9章 失業手当

### 第66条（改正）失業手当受給の条件

失業手当の受給者は以下の条件をすべて満たすこと。

1. 失業前の遡った24か月間内で、該当者は失業手当保険掛金を最低12か月以上社会保険基金に払い込んでいること。
2. 失業の理由は、倒産、事業の中止、又は開発支援プロジェクトの終了であること。
3. 失業の理由で事業の中止は自然災害によるものであること。
4. 労働者の数の削減又は退職推奨による失業であること。
5. 事業体からの退職であることにつき正当な関係機関による証明書類があること。
6. 30日間以上の失業があり、関係機関の証明があること。
7. 健康であり、労働市場に戻ることが可能なこと。

過去に失業保険金を受給した者については、新しい仕事に就いたあとに12か月以上掛け金を支払ったら、新たに失業保険金を受給することができる。

### 第67条 失業保険金の計算方法

失業保険金は以下のように計算する。

1. 失業前6か月間遡った期間の平均収入に60%を乗じた額。
2. 失業保険金を受給する期間

21 保険金掛け金の支払い期間が12か月から36か月の場合、受給期間3か月。

22 保険金掛け金の支払い期間が37か月から72か月の場合、受給期間6か月。

23 保険金掛け金の支払い期間が73か月から144か月の場合、受給期間9か月。

24 保険金掛け金の支払い期間が145か月以上の場合、受給期間12か月。

### 第68条 職業訓練紹介

失業保険金を受給している者に、その必要がある場合には、国家社会保険機構は訓練施設との連携により、それぞれのケースに合った職業訓練を紹介する。

### 第69条（改正）職業斡旋

失業手当を受給している者は、職業斡旋センター又は県、都の労働社会福祉局から職業斡旋と情報の提供を受ける。

### 第70条 失業手当の受給の終了

以下の場合に失業手当の受給は終了する。

1. 失業手当の受給期間が終了したとき。
2. 理由なく新しい仕事を拒否した時。
3. 新しく仕事に就いたとき。
4. 死亡した時。

## 第V編 社会保険基金 第1章 社会保険基金

### 第71条（改正）社会保険基金

社会保険基金とは、政府、公務員、軍人、警察官、労働使用者、労働ユニット内の労働者、任意加入者の掛け金と、積立金の投資による利益及び法律に正当なそれ以外の原資から成る基金である。

### 第72条（改正）社会保険基金の要素

社会保険基金は以下から構成される。

1. 健康保険基金
2. 労働災害又は職業病保険基金
3. 傷病休業保険、出産保険、及び死亡保険のための短期保険基金
4. 年金、労働能力逸失保険、及び家族成員保険のための長期保険基金
5. 失業保険基金

それぞれの保険基金は、社会保険基金から分配を受け、規定に従って、保険金支払い、掛け金積立、相互互助を行う。

## 第2章 社会保険基金の収入

### 第73条(改正) 社会保険基金の収入

社会保険基金の収入は以下の通り。

1. 政府、労働使用者又は労働ユニットの掛け金
2. 政府公務員、軍人、警察官、労働ユニットの労働者及び任意加入者の掛け金
3. 投資による利子又は利益
4. 法律に正当なその他の収入

これ以外にも、革命闘争参加又は傭兵参加による身体障害保険受給者、年金遡及受給者及び年金受給者の子に対する国家の助成金収入がある。

### 第74条(改正) 掛け金の割合

掛け金の割合については以下の通りとする。

#### 1. 国家の掛金割合

- 1.1 政府は月額予算の85%の額を掛金とする。
- 1.2 公務員、軍人、及び警察官は該当者の収入の8%の額を月額掛金として払い込む。その収入は、号に応じた基本給、級給与、障害手当、役職手当、永続的な専門職手当からなる。専門職手当は、例えば教職手当、医療者手当、武器を所持する軍隊には役割手当と軍推進金がある。
- 1.3 外国での任務に公的に任命されたか、国内外で長期留学研修をする公務員、軍人、警察官については、その掛金の額は、外国への赴任又は留学研修に行く前の最後の月給額から計算する。

#### 2 企業と任意加入者の掛金割合

- 2.1 労働使用者又は労働ユニットは月額掛金として労働者各自の収入の6%の額を支払う。その収入は、所得税として申告する基本給、出来高給、超過勤務手当及びその他の収入からなる。最低賃金額から最高天井収入額までを基準値とみなして計算する。
- 2.2 労働ユニットの労働者は、月額として収入の55%を掛金として支払う。収入には所得税として申告する基本給、出来高給、超過勤務手当及びその他の収入からなる。最低賃金額から最高天井収入額までを基準値とみなして計算する。もし労働者がその収入を日給又は週給として受け取っている場合、月に該当者が受け取っている収入総額を月額給与として計算する。
- 2.3 任意加入者は、最低賃金から最高天井収入までを基準値とみなしてその中から自分の月額収入を選び、その9%の額を掛金として支払う。

年金受給者、労働能力逸失者、家族成員保険金受給者、及び世話人保険受給者は、健康保険基金の割合の半額を掛金として支払う。ただし保険加入者の家族である世話人を除く。

### 第75条(新) 掛け金の支払

掛け金の支払いは以下のように行う。

#### 1. 政府の掛金の支払

11 政府を代表し財務省が各期に85%の掛け金を国家社会保険機構の中央口座に支払う。

12 関連の各機関は公務員月額掛金8%を国庫内の国家社会保険機構の中央の口座に支払うか、国庫の県都支部口座に支払う。軍人と警察官の8%の掛金については、それぞれの隊の社会保険口座に支払う。

#### 2 企業と任意加入者の掛金の支払

21 労働使用者は、労働者の月給帳簿を作り、労働ユニット側6%と労働者側55%の月額掛金を計算し、銀行の社会保険機構の口座に払込し、その後掛金の明細を国家社会保険機構に通知する。

22 任意加入者は、月ごとの収入又は、契約の期間内であれば前払いで9%の掛金を銀行の口座に払い込むか、又は社会保険機構に現金で支払う。

23 労働ユニット又は任意加入者は、5百万キープを超えない額は、国家社会保険機構において、規則に従った支払と受領の記録をもって、現金で掛金の払込ができる。

労働ユニットは、事業を止めたとき、倒産した、又は自然災害の被害を受けたときに、正当な証明をもって、掛け金の支払いを中止することができる。年金受給者、労働能力逸失保険金受給者、世話人保険金受給者及び家族成員保険受給者の健康保険掛金については、国家歳入口座又は銀行の国家社会保険機構の経理システムを通じて、直接受給している保険金から天引きする。

### 第76条(新) 革命闘争参加及び傭兵参加による身体障害保険受給者、年金遡及受給者及び年金受給者の子に対する国家の助成金収入払込

国家社会保険機構は革命闘争参加及び傭兵参加による身体障害保険受給者、年金遡及受給者及び年金受給者の子に対し、国家の助成金予算をまとめ、それを労働社会福祉省から財務省に報告し、検討後国家公庫の社会保険機構口座に振り込む。

### 第77条(新) 掛金率の改定と最高天井収入の規定

掛金率の改定とは、国家の経済社会面の変動に合致するように、5年ごとに保険数理学面の結果に基づき、掛金率を見直すことである。

最高月額天井収入の規定は、経済面での変動と保険数理学面での結果に基づく必要性に基づき執行される。

## 社会保険法

最低収入基本額の規定については、その期間に国家が通知した最低労働賃金に基づく。

### 第3章 社会保険基金の利用

#### 第78条（改正）社会保険基金の利用

社会保険基金は以下を行う。

1. 社会保険金の支給
2. 通常運営
3. 基本インフラと社会保険業務の発展のための投資事業  
ある種類の社会保険金支給のための社会保険基金の資金利用については、その制度内の収入から行う。通常の運営資金、基本インフラと社会保険業務の発展のための投資事業については、関連の法律に即して、基金の投資による収入の中から支払う。もし基金の収入では不足する場合には、年度ごとの国家予算からの支払計画を申請する。  
各年度の社会保険機構の総収入支出予算計画は、役員会が検討し、政府に検討、認可のために提出する。  
各年度の基金の収入支出報告については、国家監査機関の検査と証明を受けたうえで、社会に公表する。  
社会保険基金の投資による収入の利用については、別の規則の中に規定しておく。

#### 第79条（新）予算の支払

予算の支払は以下のように執行する。

1. 予算の支払いは、役員会の検討を通過し、労働社会福祉省大臣の承認を得た予算支出計画に基づいて行われる。
2. 政府の社会保険基金の予算支払は、労働社会福祉省大臣を社会保険機構の国家公庫の受取支払口座の承認者とし、各種社会保険金支払、通常運営予算、投資事業については、（社会保険機構）長官を、被委任者を代表して支払口座から支払指示を出す者とする。
3. 企業と任意加入者の社会保険基金の予算支払は、役員会の承認にしたがって、保険金支払、通常運営経費、投資事業について、長官が被委任者を代表して銀行口座からの支払指示を出す者とする。
4. 支払の計算方法等については、本法と関連の法令に従って執行する。

#### 第80条（新）経理システムと予算年度

国家社会保険機構は、収入支出の管理のため財務省が承認した、専用の経理システムと勘定科目を持っていなければならない。  
国家社会保険機構の予算の収入、支出のすべては、国庫口座、国庫の県都支部、又はラオスにある銀行に収入口座、支出口座を開設し、そこで一元管理しなくてはならない。

国家社会保険機構の予算年度と決算報告は、国家予算法に従って執行する。

### 第4章 貯蓄と投資

#### 第81条（改正）貯蓄

貯蓄とは、国家社会保険機構の収入等から支出をした残金を、長期の社会保険支払に備えて国庫又は銀行に蓄えておくことである。

#### 第82条（新）投資

国家社会保険機構は、本法73条の規定に従い、基金の拡大、強化、継続のために、社会保険基金の貯蓄金を適切な形式での投資に利用することができる。その投資は役員会の承認を得たもので、安定的で、元金にリスクがなく、投資から収益があることが必要である。  
社会保険基金の貯蓄金を投資に回す方法については、別の規則として定める。

### 第VI編 役員会と国家社会保険機構

#### 第83条（新）役員会

役員会とは労働社会福祉省大臣の提案に基づき首相により任命される非常勤の組織で、業務の執行、各省庁、地方自治体、及び関連の機関との調整業務において、社会保険基金のアドバイザーとして、社会保険基金を管理する役割を持つ。  
役員会は、三者すなわち政府、労働使用者、及び労働者の代表からなり、社会保険機構が事務局となる。

#### 第84条（改正）役員会の構成

役員会は以下から構成される。

- |     |                        |        |
|-----|------------------------|--------|
| 1.  | 労働社会福祉省大臣              | 総裁     |
| 2.  | ラオス労働組合連盟 副長官          | 副総裁    |
| 3.  | 国家商工会議所 副会頭            | 副総裁    |
| 4.  | 労働社会福祉省副大臣             | 副総裁兼議長 |
| 5.  | 財務省副大臣                 | 理事     |
| 6.  | 保健省副大臣                 | 理事     |
| 7.  | 防衛省軍政治総局副局長            | 理事     |
| 8.  | 治安維持省政治総局副局長           | 理事     |
| 9.  | 労働使用者と労働者の代表（少なくとも各2名） | 理事     |
| 10. | 社会保険機構長官 理事兼事務局長       |        |

役員会の構成はその時期の現状に合わせるために変更がありうる。

#### 第85条（改正）役員会の権限と義務

役員会は以下の権限と義務を有する。

1. 社会保険に関する戦略と実施計画に対する意見の集約と検討をする。
2. 社会保険機構内部の内規の検討と承認
3. 社会保険機構業務執行につき、指導、バックアップ、追跡、及び検査を行う。
4. 社会保険機構の収入源と支出につき、研究と検討を行う。
5. 社会保険基金の投資形式につき、基金の拡大、強化と持続性を保証するため、検討を行い、それを承認する。
6. 掛金率、最高収入天井、保険金の支払率、及び社会保険内の各基金の比率を研究し、その時期のニーズに照らし合致しているかを研究し、労働社会福祉省に提案し、検討承認をしてもらう。
7. 社会保険機構のまとめ報告書、事業活動実施計画と予算を検討し、承認する。
8. 法律の規定に従い、その他の権利の履行と義務の遂行をおこなう。
3. 社会保険業務を近代的で持続性のあるものにするよう、運営管理と業務開発を行う。
4. 法律に従って、社会保険業務に係る収入支出予算の管理、執行を行う。
5. 社会保険事業の科学的研究、保険統計の計算と分析を行う。
6. その時代における社会保険各種保険金の支給階級に見合うように、掛金率、収入天井、保険支払階級、及び保険の各基金の割合について改訂を提案する。
7. 会員への各種保険金の支払の検査、検討、及び執行を正確かつ迅速に行う。
8. 関係各所との協働により、保険加入者とその家族会員に対する健康治療サービス提供の追跡とバックアップを行う。
9. 社会保険業務に係る紛争の受理、研究、及び解決を行う。
10. 社会保険事業に役立つよう情報、統計の収集、まとめ及びデータベースの整備を行う。
11. 人事役職の検討と決定、各時期の人事開発計画策定、各年度の新規必要職員数の申請を行う。
12. 役員会の承認と労働社会福祉省大臣の許可に従って、収入支出予算計画を執行する。
13. 自らの組織と職位体系の新設、改正又は撤廃を上部にその検討のために提案する。
14. 機構内職員の任命、解職、異動、配置転換、及び賞罰を提案する。
15. 社会保険のより広く対象者を獲得するために加入率拡大について、推進、追跡、及び検査を行う。
16. 関連機関から、保険対象者グループについて情報収集、社会保険の利用者拡大を行う。
17. 社会保険に関する各種会議を行う。
18. 社会保険に関する通知を发出し、社会保険事業と矛盾する規則等の改正又は廃止を提案する。
19. 上部からの委任に基づき社会保険業務に関して、国内、国外、国際地域、諸外国と連絡、協力を行う。
20. 社会保険業務の執行に関して、定期的に上部機関に対してまとめ、評価、報告を行う。
21. 法律の規定と委任に従い、権限とその他の役割を執行する。

#### 第86条(改正) 役員会の会議

役員会の通常会議は、三か月に一回開催される。会議では重要な議題につき、検討と合意がおこなわれる。

重要性がある場合及び緊急の場合には、役員会議長の招集又は社会保険機構総裁の提案に従い、臨時会議を開催することができる。通常役員会は、全役員数の半数を超える出席があるとき、開催できる。

役員会の決議は、会議参加役員数の半数を超える賛成が得られたとき発効する。

もし投票の結果が半数ずつであった場合、議長が投票した方を決定とする。

#### 第87条(新) 国家社会保険機構

国家社会保険機構とは、労働社会福祉省の管轄の専門組織の一つであり、専門金融機関で、一歩ずつ自立的に経営ができるように独立の口座を有している。社会保険の事業執行と管理において、役員会と労働社会福祉省に対し司令部の役割を有する。国家社会保険機構の略称は **сулз** (オーポーソー) とする。

#### 第88条(新) 国家社会保険機構の組織構成

国家社会保険機構は、中央から地方まで独立した組織集団を持つ。各階級の組織と活動については、別の規則に規定する。

#### 第89条 国家社会保険機構の権限と義務

国家社会保険機構は以下の権限と義務を有する。

1. 方針、戦略、法律、規則、計画、プログラム及びプロジェクトの実行。
2. 社会保険に関する方針、法律、規則を社会に深く広く広報、普及する。

## 第VII編

### 社会保険の登録と社会保険金の支給の検討

#### 第1章

#### 社会保険の登録

## 社会保険法

### 第90条(改正) 社会保険への登録

社会保険への登録は以下の通り行う。

1. 公務員、労働者、又は外国人労働者、任意加入者、年金受給者、武装軍隊からの身体障害保険受給者、及び世話人保険金受給者は、国家社会保険機構において管理級別に従い登録をしなければならない。
2. 一人以上の労働者を有する労働ユニットは、国家社会保険機構において管理級別に従い登録をしなければならない。
3. 国家のすべての組織と労働使用者は、社会保険登録のためのすべての書類を集め、同時に情報通知の証明書を合わせて、規定された通りにすべて揃える義務がある。  
もしすでに登録済みの保険加入者が職場の変更があった場合には、該当者の社会保険番号を社会保険機構に通知する必要があり、それにより加入期間の合算を行う。

### 第91条(改正) 社会保険登録の書類

社会保険登録の書類は以下の通りである。

1. 労働ユニット、公務員、労働者、任意加入者、年金受給者、武装軍隊から身体障害保険受給者、及び世話人保険金受給者の規定の定型に従った、個人情報通知書
2. 規定の定型に従った、社会保険に登録した労働使用者の労働者名簿
3. 営業登録書、税務登録書、ビジネス事業免許書類の写し
4. 規定の定型に従ったそれ以外の証明書類

### 第92条(改正) 登録書類の提出と社会保険カードの発行

登録書類の提出と社会保険カードの発行は以下の通り執行する。

1. 組織又は労働使用者は、公務員、労働者の社会保険登録書類を国家社会保険機構に管理級別に従い、公務員に登録された日又は労働契約を結んだ日から数えて30日以内に、提出しなければならない
2. 自営業者と任意加入者は、社会保険登録書類を管理級別に従い適切な時期に、国家社会保険機構に提出する。
3. 年金受給者、武装軍隊からの身体障害保険受給者、及び世話人保険受給者は、該当の保険金支給合意書を受領したのち、登録書類を提出する。
4. もし社会保険登録証明書又は社会保険カードを紛失、破損した場合は、管理級別に従い国家社会保険機構に対し証明書の発行、又は新しい社会保険カードの発行依頼を申請することができる。

登録書類の提出後、国家社会保険機構はその登録を検討し、30日以内に、労働ユニットに対して登録証明書を発行し、加入者に対し社会保険カードを発行する。

## 第2章

### 保険加入期間の合算と社会保険金支給の検討

#### 第93条(新) 保険加入期間の合算

社会保険の掛金を基金に払い込んだ加入者が、新しい職場に変わった、労働ユニットから退職した、又は一時的に掛金の支払を中断した場合でも、社会保険金を受給する利益を享受するために掛け金の支払を合算して、掛け金を継続して支払うことができる。短期保険金を受給している保険加入者は、受給期間中も加入期間として数える。一方長期の保険金受給者、又は失業保険受給者は、その期間は保険加入期間に数えない。  
保険金受給の条件を満たしながら、継続して就業し、掛け金を払い込んだ者については、超過1年につき1%を追加で受給するが、合計して規定されている年金の最高額を超えないこと。  
保険掛金を複数個所で払いこみをした保険加入者、又は政府組織から労働ユニットに転勤した、又は労働ユニットから政府組織に転勤した保険加入者で、掛け金の合算、就業年数又は保険加入年数を合算してきて、いまだ保険一時金の受給をしていない場合には、就業年数又は保険加入年数を通算し、政府又は企業及び任意加入者どちらかのみ社会保険金受給をする。

#### 第94条(改正) 社会保険受給の申請

A. 社会保険受給の申請には以下の書類をそろえること。

1. 社会保険金受給申請書又は定型書類
2. 社会保険カードの写し
3. 各種の社会保険受給証明書類
4. 関連するその他の書類

B. 各種の社会保険金受給申請の期限は以下の通り。

1. 短期保険金の受給を申請する場合、書類を揃え、各管理級別にしがった国家社会保険機構に90日以内に提出する。必要性がある場合にはそれぞれのケースを検討することができるが、重複してそれ以外の保険金は支払わないこと。
2. 長期保険金の給付を申請する場合、書類を揃え、各管理級別にしがった国家社会保険機構に180日以内に提出する。もし期限を過ぎてしまった場合には、社会保険金受給申請書を提出した日から検討をする。

社会保険金の受給権を持つ者は、保険加入者本人、加入者の夫、妻及び子、遺産相続人、又は受任した者で、その優先順位に基づいて支払がされる。

#### 第95条(改正) 社会保険金支給の検討

社会保険金支給の検討は以下の通り行う。

1. 国家社会保険機構は、正当及び過不足ない書類を受領した日から 30 日以内に、社会保険金受給申請を検討しなければならない。
2. 複数の職場で就業した加入者の短期保険金の検討は、払い込んだ掛金を合算するが、規定された最高天井額を超えないこと。これ以外に他所からの保険金を受領することができる。  
労働能力逸失保険金を受給している保険加入者と年金受給者は、死亡保険金の計算にあたって、その基準額としてどれかのもっとも高額などれか 1 種類の保険金を選ぶことができる。
3. 家族成員保険金の受給者が、定期的な収入ができた、又は新たに婚姻した場合にはこの保険金の支給を中止する。もし労働能力逸失保険金受給者が死亡した場合には、世話人が最初の世話人保険金額の 5 か月分を、世話人保険一時金として受給する。もし世話人として 5 年を超える場合、追加として超過 2 年間につき世話人保険金額 1 か月分を追加的に受給し、それをもって月額で受給していた世話人保険金の受給を終了とする。
4. まだ社会保険に加入していない労働者については、労働ユニットが社会保険金の支給について本法の定め通りの責任を持つ。  
革命闘争のため、及び傭兵されたことによる身体障害者手当及びその世話人保険については、別の規則に定める。

## 第 VIII 編 禁止事項

第 96 条 社会保険機構職員の禁止事項  
社会保険機構職員は以下の行為を禁止する。

1. 公正でない役割行使、倫理の欠如、偏見、質の伴わない、基準に満たない、法律に違反する加入者に対するサービス提供。
2. 各種の社会保険金の詐欺、横領、書類の偽造又は偽造書類の利用、強制、及び社会保険金の申請書類を破損又は亡失させること。
3. 個人、家族及び集団の利益のための役職、権限、役割の濫用、社会保険業務に関して贈賄、収賄、賄賂の強要。
4. 社会保険組織の秘密の開示
5. 法律違反となるその他の行為。

第 97 条 保険加入者と家族成員の禁止事項  
保険加入者と家族成員は以下の行為を禁止する。

1. 事実の基礎のない情報を言いふらすこと
2. 書類の偽造と社会保険機構職員に対して贈賄

3. 社会保険機構組織又は職員を中傷侮辱すること。
4. 法律違反のこれ以外の行為

第 98 条 その他の個人及び組織の禁止事項  
その他の個人及び組織の次の行為を禁止する。

1. 社会保険機構職員の業務の執行の妨害や、障害となる行為
2. 社会保険業務に関して、贈賄又は収賄を仲介すること。
3. 社会保険業務に関して不正確な情報を広報、普及、提供すること。
4. 社会保険業務に関して、法律と規則に違反した公務員、労働者、保険加入者を保護、支援すること。
5. 法律に違反するその他の行為。

## 第 IX 編 紛争解決

第 99 条 (改正) 紛争解決の形式  
社会保険業務に関する紛争の解決は、以下の形式によって行うことができる。

1. 和解又は調停
2. 管理部門による解決
3. 経済紛争解決機関による解決
4. 裁判所の判決
5. 国際的解決

第 100 条 和解又は調停  
社会保険業務に関する紛争が起こった場合、その紛争当事者は、双方の利益のために、その紛争を相談、検討、合意、又は調停により解決することができる。

第 101 条 (改正) 行政による解決  
もし社会保険業務に関する紛争があった場合、損害を被った当事者は、社会保険業務管理機構に対し、法律に従い解決を申請する権限を有する。  
もし保険加入者、病院及び国家社会保険機構の間で健康治療サービス提供についての紛争があった場合には、公共保健部門に対し解決の検討のために申請を行うこと。

第 102 条 経済紛争解決機関による紛争解決  
社会保険業務に関する紛争があった場合には、損害を被った当事者は法律に従い、経済紛争解決機関にその解決を求め申請する権限を有する。

第 103 条 裁判所の判決

## 社会保険法

社会保険業務に関する紛争があった場合には、当事者の何方かの側も法律に従い判決をくだすよう人民裁判所に訴えを起こすことができる。

### 第104条(新) 国際的解決

国際的な社会保険業務に関する紛争があった場合には、ラオス人民民主共和国が加盟する条約及び国際協定に従って解決を行う。

## 第X編

### 社会保険業務の管理と検査

#### 第1章

##### 社会保険業務の管理

### 第105条(改正) 社会保険業務管理機構

政府が全国で統一かつ一元的に、社会保険業務の管理を担うこととし、労働社会福祉省が直接の責任機関となり、及び関連する各省庁、機関、及び地方自治組織との調整協力の中心となる。

社会保険業務管理機構は以下からなる。

1. 労働社会福祉省
2. 県、都の労働社会福祉局
3. 郡、特別区、市の労働社会福祉事務所

必要があるときには、村階級の文化社会ユニットに上記業務の管理を依頼することもあり得る。

### 第106条(改正) 労働社会福祉省の権限と役割

社会保険業務の管理について、労働社会福祉省は以下の権限と役割を有する。

1. 社会保険業務に関する政策、戦略、法律の起案検討をし、政府に提案する。
2. 社会保険業務の政策、戦略、法律を、計画、プログラム、プロジェクト、実施に拡大する。
3. 社会保険業務の政策、戦略、法律、規則を全国で広報普及、研修実施する。
4. 社会保険基金の収入支出を追跡、管理する。
5. 社会保険業務の執行について、監督、追跡、検査を行い、他分野の機関や地方自治体と協調し、より広く保険加入対象者を獲得し、社会保険加入率を増加させる。
6. 収入上限、保険金階級、社会保険各基金の配分割合を、その時代のニーズに適合するよう検討及び承認を行う。
7. 掛金割合について研究し、政府に提案し、承認を得る。
8. 社会保険業務に関して、法律違反となる行為又は合意に対する、個人、法人、組織からの申請書の研究、検討を行う。
9. 社会保険業務執行において、法律違反となる行為に対する強制措置、解決方法を研究、提案し、より透明で法律に合致したものにする。
10. 役員会設置の研究と提案を行い、政府に検討させる。

11. 国家社会保険機構の事務局長の任命、異動、解職について研究と提案を行う。
12. 国家社会保険機構の職員の任命、異動、解職を行う。
13. 社会保険業務に関して、外国、国際地域、国際社会と連絡、協力を行う。
14. 社会保険業務に関して、定期的に政府に対して成果のまとめと報告を行う。
15. 法律の規定に従って、これ以外の権限と役割の執行を行う。

### 第107条(改正) 県都の労働社会福祉局の権限と役割

社会保険業務において、県、都の労働社会福祉局は、以下のよう

- に責任の地域範囲において権限と役割を有する。
1. 社会保険業務に関する政策、戦略計画、法律の執行と、広報普及、研修実施を行う。
  2. 社会保険業務の執行において、関係する他分野機関の追跡と協調を行う。
  3. 社会保険業務に関して、法律違反の行為又は合意に関して個人、法人、組織からの申請書の研究、検討を行う。
  4. 社会保険業務の執行に関して、法律違反行為に対する強制措置、解決方法を研究、提案をし、より透明で法律に合致したものにする。
  5. より広く保険対象者を把握し、社会保険加入者割合向上を促し、拡大させる。
  6. 上部からの委任に基づき、社会保険業務に関し、外国と連絡、協調する。
  7. 定期的に自分の上層部に対し、社会保険業務の執行の成果のまとめと報告を行う。
  8. 法律の定めに従って、それ以外の権限と役割を執行する。

### 第108条(改正) 郡、特別区特別区、市の労働社会福祉事務所の権限と役割

社会保険業務の管理について、郡、特別区、市の労働社会福祉事務所は責任範囲地域の中で、以下のよう

- に権限と役割を有する。
1. 社会保険業務に関する政策、戦略計画、法律の執行と、広報普及、研修実施を行う。
  2. 社会保険業務に関して、法律違反の行為又は合意に関して個人、法人、組織からの申請書の研究、検討を行う。
  3. 社会保険業務の執行に関して、法律違反行為に対する強制措置、解決方法を研究、提案をし、より透明で法律に合致したものにする。
  4. より広く保険対象者を把握し、社会保険加入者割合向上を促し、拡大させる。



5. 定期的に自分の上層部に対し、社会保険業務の執行の成果のまとめと報告を行う。
6. 法律の定めに従って、それ以外の権限と役割を執行する。

第109条(新) 分野組織、地方自治体、その他の組織の権限と役割  
社会保険業務の執行において、分野組織、地方自治体、関連するその他の組織は、自身の役割と責任に従い、労働社会福祉組織と協調する権限と役割を有する。

## 第2章

### 社会保険業務の検査

#### 第110条(改正) 社会保険業務検査組織

社会保険業務の検査組織は以下から構成される。

1. 内部検査組織、これは本法105条の規定にある、社会保険業務管理組織と同一組織である。
2. 外部検査組織、これは国会、県国民議会、国家検査庁、各級の政府監査機構、ラオス国家建設戦線、ラオス退役者連盟、大衆組織、市民と大衆メディアである。

#### 第111条(改正) 社会保険業務の検査内容

社会保険業務の検査について、その主たる内容は以下の通り。

1. 社会保険業務に関する法律の履行
2. 公務員と社会保険機構職員の役割の執行
3. 社会保険業務に関する計画の立案と執行

#### 第112条 社会保険業務検査の形式

社会保険業務の検査には以下の形式がある。

1. 通常検査は、定期的に確実に決められた時間に計画に従って行われる検査である。
2. 事前通知検査は、計画外で、必要がある場合に、検査を受ける者に対して事前通知のある検査である。
3. 緊急検査は、検査を受ける者に事前通告のない緊急的検査のことである。

社会保険業務の検査は、厳密に法律に正当におこなうこと。

#### 第113条 検査結果の報告と解決

検査委員は検査記録書、報告書を作成し、同時に違反に対する解決方法提案を検査結果に関し検討する権限をもつ機関にそれを報告する。

検査委員は、厳密に検査結果のまとめと報告、及び検査を受けた社会保険関連文書の秘密厳守に対し、法律の前に責任を有する。

#### 第114条 検査を受ける対象者の権利と義務

検査を受ける対象者の権利と義務は以下の通り。

1. 検査委員に対し、検査に関する決定書と検査許可証の提示を求めること。

2. 規則に正当でない検査について、関係の機関に請願を行うこと。
3. 検査委員の提案に従って、検査委員の役割執行について便宜を与え、文書、情報、証人、証拠を提供し、検査内容に関係する質問に返答すること。
4. 法律に定められたそれ以外の権利と義務を履行すること。

## 第XI編

### 功労のあった者への特別褒賞と、違反者への措置

#### 第115条 功労のあった者への特別褒賞

本法律の執行に対し特に功労のあった個人、法人、組織は、法律に従い褒賞又はその他の特別政策を受ける。

#### 第116条 違反者への措置

社会保険に関する法律違反をした個人、法人、組織は、法律の定めに従い、その違反の軽重に従って、教育指導、罰則、罰金、民事損害賠償、又は刑事処罰を受ける。

#### 第117条(改正) 教育指導

軽微な社会保険に関する法律や禁止事項の違反をした個人、法人、組織で、それが初めての違反の場合は、注意と教育指導を受ける。労働使用者で、本法に従って義務を履行しない者、例えば社会保険に加入しない、掛け金を支払わない、又は加入はしたが掛金の支払いを中断している者は、注意を受け、文書での記録書を作成し、90日以内に社会保険への加入又は掛金の払込に関する指導を受ける。

#### 第118条(改正) 罰則措置

本法律や禁止事項に違反した、委任された自身の責任を果たさなかった、しかし刑事罰にはあたらない公務員は、公務員法の定めに従い罰則を受ける。

国家社会保険機構職員については、社会保険機構の内部規則に従って執行する。

#### 第119条(改正) 罰金措置

本法律や禁止事項に違反したが、それが刑事罰には当たらない個人、法人、又は組織は、全被害総額に等しい罰金措置を受ける。本法の117条第2項に定められた、指導、文書にされた記録書、期限に従わない労働使用者は、毎月社会保険基金に払込しなければならなかった労働使用者側の掛金と同額の罰金措置を受ける。

#### 第120条 民事的措置

社会保険業務が原因で、他人に損害を与えた個人、法人、又は組織は、自分が引き起こした損害を賠償しなければならない。

#### 第121条 刑事的措置

## 社会保険法

社会保険に関する法律違反をした個人、法人で、その行為が刑事犯罪である場合、刑法典又は刑事罰を規定したその他の法律に従って、その軽重によって、罰を受ける。

### 第 XII 編 最終規定

#### 第 122 条 執行

ラオス人民民主共和国の政府が本法律の執行者となる。

#### 第 123 条 (改正) 発効

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令を発出し、官報に掲載 15 日後に発効する。

本法は、2013 年 7 月 26 日付け番号 34/SPHK 「社会保険法」に替わる法律である。

この法律に矛盾するすべての規定、法令はすべて無効とする。

#### 国民議会 議長

パーニー・ヤートトウ